

# 令和8年度 館林市立第四中学校 部活動運営方針

## 1. 意義

- 興味・関心のある部活動に自発的に取り組み、自己の適性を伸ばす。
- 同じ目的を持つ一員として互いを理解し、協力し合って、絆を深める。
- 3年間継続し、精神力や体力を養う。

## 2. 基本方針

- (1) 学校教育活動の一貫として位置付けられるが、部の構成及び運営については、あくまで顧問教諭の奉仕活動及び生徒の希望（保護者の許可を必要とする）により、活動可能な条件内で実施する。
- (2) 学校長が最終責任を負い、直接の企画・運営、連絡、調整については顧問教諭があたる。
- (3) 顧問教諭の任期は1年間とする。
- (4) 部員がない場合（3年生が引退後、部員がいなくなった場合など）、次年度の募集は原則行わない。
- (5) 部活動への入部は任意とする。
- (6) 令和9年度から、全国大会が行われない水泳部を廃部とする。体操部については、検討する。

## 3. 経費

- (1) 生徒会費・体育文化後援会費から補助する。また、各部独自に部費を徴収する場合もある。
- (2) 対外的な活動（試合等）に必要な交通費については、原則として個人負担とする。

## 4. 活動時間

※総活動時間に準備・片付けの時間は含まない。

### 【授業日について】

- (1) 原則として教員の勤務時間内に行う。ただし、顧問教諭の監督下であれば、朝練習・部活動終了時刻の延長まで活動できる。
- (2) 活動終了時刻・完全下校時刻を厳守すること。【表1参照】
- (3) 朝練習は、生徒の意欲があり、保護者の了承が得られた場合に30分程度行うことができる。開始時刻は7時40分とし、終了時刻は8時10分とする。（7：30前には登校しない）この場合、必ず顧問教諭が練習につくこと。朝練習を行った場合は、1日の総活動時間※は2時間を超えないようにする。
- (4) 活動時刻の延長は、中体連の大会前の1週間、30分程度行うことができる。延長を行う場合、1日の総活動時間※は2時間を超えないようにする。

※朝練習・延長の許可・・・事前に保護者の承諾（朝練・延長願の提出）がとれた生徒のみ。  
顧問教諭はC4 t h等で朝練習・延長の報告を行う。

## 【休業日等について】

(1) 活動時間は、7：30～授業日の部活動終了時刻に準じて行い、**3時間を超えない**。体育館使用の部は、顧問会議で割り当てを決めて体育館を使用する。

(2) 土日・祝日等に活動する場合は、事前に学校長に届け出る。

※部活動計画ファイルを作成する

- ・どこで活動しているかを明確にする。
- ・どんな練習をしたかの詳細が残すことが望ましい。

**※原則、祝日は活動しない。**

**※ただし、3連休になった場合、初日が祝日の場合は活動可とする。**

(3) 基本的に土日のどちらかを休養日とする。**やむを得ず休日に活動をした場合※**は、月曜日の他に1日の休養日を設ける。

※やむを得ず活動する場合：日曜日が大会の時の土曜日の練習等

(4) 長期休業日については、別の計画となる。 **※原則、長期休業中の土日は活動しない。**

## 部活動終了時刻（完全下校時刻）

【表1】

	日没時間	部活動終了時刻	完全下校時刻
4月～7月	18：06 ～18：50	18：00	18：15
8月・9月	18：49 ～17：29	17：30	17：45
10/1～10/15	17：27 ～17：08	17：15	17：30
10/16～10/31	17：06 ～16：48	17：00	17：15
11月～1月	16：47 ～17：08	16：45	17：00
2月	17：09 ～17：37	17：15	17：30
3月	17：38 ～18：05	17：30	17：45

※部活終了時刻前に片付けを始め、終了時刻に挨拶ができるようにしよう。

## 5. 体育館の使用

(1) 授業日の体育館の使用は以下の通りとする。

月	火	水	木	金
	バレーボール	バスケットボール	バドミントン	バレーボール
	体操	バドミントン	体操	バスケットボール

※カバン・サブバッグ等の荷物は、活動場所の見えるところに置くようにする。

(2) 長期休業日は、a、b、cの3つに時間を区切って、各部ローテーションで使用する。

例) a… 8:30～11:00    b… 11:00～13:30    c… 13:30～16:00

## 6. 活動できない日

- (1) 3学年同時の復習確認テストの朝練、中間試験の前2日、及び期末試験の前3日と特別に指示のある場合。(ただし、試験前後に大会に出場する場合など、必要と認められる場合は部活動担当者と相談し、学校長の許可を得て、活動することができる。その際顧問教諭は、事前に打ち合わせ等で職員に連絡をする。)
- (2) 月曜日の朝練習・放課後の練習  
※月曜日は休養日とする。
- (3) 顧問教諭が不在で、他の教員に依頼できない場合。
- (4) 指導主事訪問日等の定例研修の日の午後および職員会議の日。

## 7. 入部について

- (1) 2・3年生については、全員、担任から入部(継続)願いを、必要な手順(※注1)に則って提出する。
- (2) 新入生については、次の流れとなる。

①部活紹介	4/8(水) 生徒会が提案	
②部活見学期間	4/8(水)～10(金)の3日間 ※まずは見る!複数の部活動の見学を行う。	5:00完全下校
③部活体験期間	4/14(火)～17(金)の4日間 ※1日1つの部活動に絞って体験をする。	5:30完全下校
④仮入部期間	4/21(火)～28(火)の6日間 ※本入部に向けて、入りたい部活動に行く。 ※部活動編成前に最低1回は仮入部に行くこと。	5:30完全下校
⑤部活編成(正式入部)	4/30(木)放課後	

※基本的には、仮入部期間中の土、日の活動はできない。

※注1……「入部(継続)願い」提出の手順

- ①生徒は担任から入部(継続)願いを受け取る
- ②本人が必要事項に記入し、保護者に承諾印をもらう
- ③生徒は、担任に入部(継続)願いを提出する。(部活編成の日までに提出する。)
- ④生徒は顧問教諭に直接入部(継続)願いを提出する。(部活編成時に提出する。)

## 8. 退部について

退部希望の生徒は、部活動の顧問教諭から退部願を受け取り、担任と保護者に承諾をもらい、部活動主任に提出する。また、該当学年に報告をする。

## 9. 共通理解

- (1) 土・日・休日の活動で顧問教諭の都合がつかず不在の場合は、原則として活動を行わない。
- (2) 全校生徒は、スポーツ振興センターに加入をする。事故、けがに気を付けて活動する。
- (3) 外部指導者を要請する場合は「第四中学校部活動外部指導者に関する要綱」に則って行う。
- (4) **WBGT** を活動場所で計測し、**暑さ指数が31℃以上になった場合は、原則活動を中止する。**  
熱中症には十分に配慮し、こまめに水分補給や休憩を入れて活動する。
- (5) **体調不良等の理由で体育の授業を見学したり、保健室を利用したりした場合は、原則として部活動には参加せずに、下校して身体を休める。**
- (6) 朝練習終了後、Mタイムの時間に遅れない。
- (7) 給食準備中や清掃時に、部活動「黒板」を見に来ない。
- (8) **3年生が引退した後、部活動への参加は原則禁止とする。**
- (9) 学校生活では、学級活動・学校行事・生徒会活動等を優先する。

## 10. 部活動運営上の留意点

- (1) 館四中学生会活動の参加者として、自覚と誇りをもって活動する。
- (2) 顧問教諭は活動前後の健康観察を行い、活動中は事故が起これないように十分配慮する。  
**活動終了時刻・完全下校時刻を、きちんと守る。**
- (3) 部室の鍵については、生徒に勝手に使わせない。借りるとき・返すときは必ず部長か副部長が責任をもって行う。最後の戸締まりの確認は教員が行う。
- (4) 事故が起こった場合、顧問教諭は、直ちに学校長・教頭・担任・養護教諭に連絡をする。  
休日の場合は、直ちに管理職に連絡をする。
- (5) 活動場所・教室・道具や用具を大切に管理し、常に清潔・整理整頓に努める。
- (6) 昼食が必要な場合は、家庭より持参する。通学途中や登校後の購入は認めない。
- (7) 休日の飲み物については、水筒・ペットボトル・紙パックで持参する。中身は、スポーツドリンクまたはお茶とする。(ただし持ち帰る) ビン・カンに入った物は認めない。
- (8) カバン等、各自の持ち物は活動場所に持っていく。持ち物には記名する。
- (9) 私物(特にシューズ、スパイク、ラケットなど)は毎回持ち帰る。
- (10) 不要物を持ってこさせないようにする。お土産や保護者の差し入れは顧問教諭裁量とする。
- (11) 昼食・更衣は指定された場所とし、他の生徒に対して迷惑をかけぬよう、清潔・整理整頓に努める。
- (12) 貴重品については、管理の必要がある場合は顧問教諭が行う。
- (13) 大会・練習試合・その他学校外での練習をする場合は、事前に学校長に届け出る。
- (14) 活動中の服装やカバンは、学校で指定されたものを原則とするが、特に顧問教諭が認めた場合は特別なものでも許可する。
- (15) 休日の登下校の服装については、部で定められたものでよいとする。
- (16) 大会や練習試合等で出かける場合、公共交通機関を利用することが望ましい。また、どうしても校外での活動で保護者が当該生徒を送迎する場合、保護者の責任のもと安全に十分配慮し、事故のないよう実施する。
- (17) 顧問教諭と保護者間の連絡は、電話又はH & Sで対応をする。